

平成29年3月1日

新潟県防災局

「地域の会」委員ご質問への回答

1 放射性汚泥について

(1) 県の担当部署はどこか。(千原委員)

【回答】

放射性物質を含む汚泥は、排出者が責任を持って管理、処理することとなっています。県では、企業局が工業用水供給事業を行っており、この事業に伴い発生した汚泥は、県企業局が管理しています。

上水道事業に伴い発生した汚泥は、各事業者（市町村、事業者）が管理しています。

(2) 損害賠償額はどのように計算しているのか。(千原委員)

【回答】

※県企業局の場合

汚泥に含まれる放射性物質の測定費用に加え、汚泥の保管搬入（袋詰め、保管場所への移動等）にかかった経費と、人件費を年度単位で積算し、請求しています。

(3) 損害賠償の請求額は、今後どの程度増えるのか。(武本委員)

【回答】

※県企業局の場合

かかった費用を請求しており、汚泥の発生状況により異なります。

(4) 市町村も損害賠償を請求しているのか。市町村の損害賠償は県が調整しているのか。市町村が独自で請求しているのか。(千原委員)

【回答】

市町村も損害賠償請求を行っていると聞いています。県は調整していません。

(5) H28年11月29日の新潟日報に「本年度内に少なくとも引き取りまでの手順に付いては片付けたい、常識論だと思ふ」との米山知事の発言記事が掲載されているが、県と東京電力の協議はどこまで進んでいるのか。(町田委員)

【回答】

平成29年1月5日の知事と東京電力社長との会談において、東京電力から「近々、事務レベルを通してわれわれの考え方、方法について説明したい。」との発言があり、現在、その回答を待っている状況です。

(6) 県は東京電力がどこへ移動させることを念頭に協議しているのか。(町田委員)

【回答】

汚泥の引き取りについて、東京電力とはどこに移動させるかということ念頭に協議はしていません。

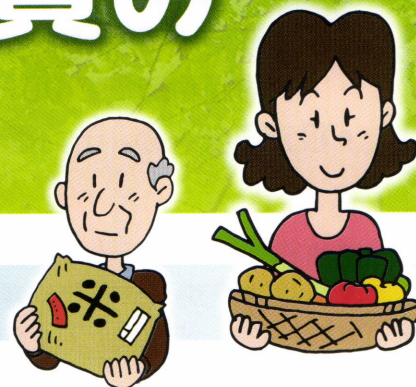
2 農作物の放射能測定

(1) 県は住民が畑で育てた作物や採ったきのこの放射能測定を実施してくれるのか。
(池野委員)

【回答】

自家消費する食材を対象に、放射能測定を行っています。詳細は、添付した資料を参照願います。

消費者の皆さんが利用する 食材の放射性物質の 検査ができます



検査のお申込み先

食材検査場所(申込先)

検査場所	予約先電話番号
新潟県消費生活センター 新潟市中央区上所2丁目2-2(新潟ユニゾンプラザ1階)	025 (281) 6001
社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 長岡市新産2丁目12番地7	0258 (46) 7151
一般財団法人 上越環境科学センター 上越市下門前1666番地	025 (543) 7664

- 検査は事前予約制です。
事前に電話で申し込んでください。(平日9:00~16:00)
- 検査は無料ですが、一人1日1検体とさせていただきます。
- 検査に必要な食材の量は1リットル程度です。
- 詳しくは各検査機関に確認してください。

検査の概要

検査方法

簡易型ガンマ線スペクトロメータによる簡易検査を行います。
セシウム134、セシウム137を計測します。

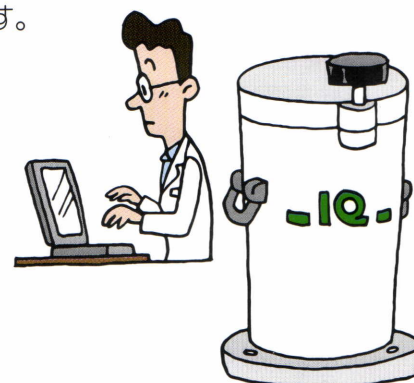
検査対象

県内在住の消費者が**自家消費する食材を対象**にします。
但し、**次の食材は対象としません。**

- 事業者が販売目的とするもの
- 産地、製造者、販売者等出所が明らかでないもの
- 輸入品等、今回の原発事故と関連性のないもの

検査結果

検査結果は持ち込まれた消費者の方にお知らせすると共に、県のホームページに産地等と結果数値を掲載します。



持ち込み食材検査の流れ

① 予 約

- 持ち込み先の検査場所に電話します。
(予約受付時間 9:00 ~ 16:00 ※土日祝日・年末年始除く)
- 検査日を決め、予約番号をお伝えします。

お願い.....

- 予約なしの持ち込みはお受けできません。
- 自家消費する食材が対象となります。
- 食材によってはお受けできないものもありますのでご了承下さい。



② 前処理

- 持ち込み食材の前処理をします。
(野菜の場合は良く洗い、食べる部分のみにして、細かいみじん切りにしてください。)
- 検査に必要な量は1リットル程度です。
- 未使用のポリ袋(又は良く洗った密閉容器)に入れて、中身が漏れないよう密封してください。

お願い.....

- 検査後、持ち込まれた食材はお持ち帰り願います。
- 検査時は食品衛生管理上の配慮が行き届かないことから、検査後の摂取はお勧めできません。



③ 検 査

- 予約時間に検査場所に食材を持ち込みます。
- 「検査申込書」に必要事項を記入します。(予約番号が必要です。)
- 検査結果は「記録票」によりお渡しします。

お願い.....

- 検査場所においては係員の指示に従ってください。
- 検査結果数値の確認が必要な場合は再検査を行いますので、食材をご提供頂く等のご協力をお願いします。

※詳しくはホームページに掲載しております。

新潟県持ち込み食材検査

検 索

※県が測定した農産物などの検査結果もホームページで確認いただけます。

新潟県放射線測定データ

検 索

お問い合わせ先

新潟県県民生活・環境部 消費者行政課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5464
FAX 025-284-0075